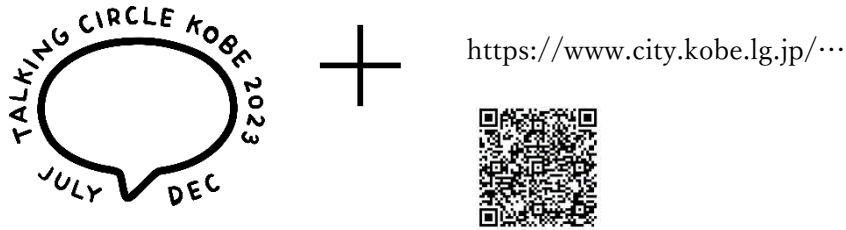
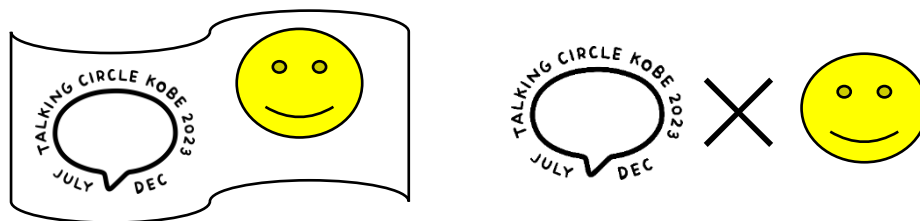


ロゴマーク「TALKING CIRCLE KOBE」の使用に関するガイドライン

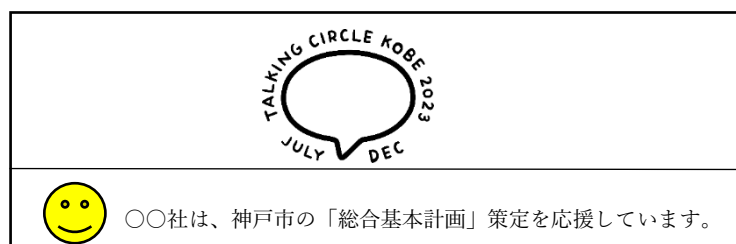
1. ロゴマークを使用する場合は、以下の組み合わせを原則としてください。
  - ・ロゴマークと神戸市の総合基本計画のホームページ、アンケート等へ誘導する文言・画像・二次元バーコード等の組み合わせ



- ・ただし、ロゴマークのみの使用でも、記者資料提供が伴うなど、発信の趣旨が広く周知される場合は、ロゴマークのみの使用も可とします。
  - ・ロゴマークの着色や反転、縮尺を変えるなど、デザインの同一性を欠くものは、認められません。
2. 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるものは認められません（要綱第3条関係）。以下のようなロゴマークの使用方法は、原則認められません。
    - ・同一の媒体において、特定の事業者等のロゴマークと一緒に表示すること。（例：横並び、裏表、掛け合わせなど）



- ・ただし、同一の媒体上に表示されている場合でも、市が支援・公認している誤解を与えるおそれがなく、自主的な活動である旨の表示となっている場合は可とします。



3. 次期「総合基本計画」策定に関して、事実誤認等、市民に誤った認識を与えるものは認められません。
4. 収益が発生する事業に使用する場合は認められません。ただし、実費相当額を得る場合を除きます。  
(例：ノベルティグッズを製作し、原材料費相当額を譲受人から得る場合)
5. 神戸市への寄付等と誤認されるような表示を行うことは認められません。  
(例：実費相当額を「神戸市への協賛金」等と称して得る場合)